

自治会等の 法人化の手引き



— R3年12月改訂—

長崎市 自治振興課

目 次

自治会等の法人化（地縁による団体の認可）について

1	目的	1
2	「地縁による団体」とは	1
3	認可の申請ができる地縁による団体	1
4	認可を受けるための要件	2
5	認可を受けた地縁による団体の権利能力	2

地縁による団体の認可申請の手続きについて

1	認可申請手続きの流れ	3
2	事前の準備	4
3	認可申請（認可申請書および添付書類の作成）	5
4	地縁による団体の認可	5
5	認可された地縁による団体の告示	6
6	法務局への不動産登記の手続き	6
7	市町村長の認可と「地縁による団体」との関係	7
8	認可の取り消し	7
9	「地縁による団体」の課税関係	7

認可後の手続きについて

1	証明書等が必要になった場合	9
2	告示事項に変更があった場合	9
3	規約の変更があった場合	9

認可地縁団体に関する一問一答

Q & A	10
-------	----

様式集

— 認可申請に関する書類 —

様式1	認可申請書	12
様式2	規約 参考例	13
様式3	認可申請に係る総会議事録 参考例	20
様式4	会員名簿	22
様式5	事業報告書、決算報告書	23
様式6	承諾書	25

— 告示事項の変更に関する書類 —

様式7	告示事項変更届出書	26
様式8	代表者の変更に係る総会議事録	27
様式9	承諾書	28

— 規約の変更に関する書類 —

様式10	規約変更認可申請書	29
様式11	規約の変更に係る総会議事録	30
様式12	規約の新旧対照表及び変更理由	31

【参考様式】

様式1	財産目録	32
様式2	保有予定財産目録	33

■ 自治会等の法人化（地縁による団体の認可）について

1 目的

地域社会において重要な役割を担っている自治会等の「地縁による団体」は、「権利能力なき社団」に位置付けられ、その保有不動産について、自治会等の名義で不動産登記をすることができませんでした。

そのため、所有している公民館などの土地や建物などの不動産登記をする場合には、団体名義で登録ができず、自治会長など個人名義での登記のため、登記名義人が死亡した場合に相続人との間で所有権争いが生じるなど、財産上のトラブルが発生していました。

このようなことから、平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができるよう認可地縁団体制度が導入されました。

また、令和3年の地方自治法改正により、不動産の保有ないし保有予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的として地縁による団体の認可申請ができるようになりました。

2 「地縁による団体」とは

自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体で、「町又は字の区域その他市町村内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の1項）と位置付けられています。法律上の性格は、「権利能力なき団体」（＝法人格を有しない集団）に該当するものとされています。

スポーツ同好会のような特定目的の活動を行う団体や、老人会・婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう「地縁による団体」ではありません。

3 認可申請ができる地縁による団体

- (1) 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であること。
- (2) 良好な地域社会を維持及び形成するために、地域的な共同活動を行っていること。（スポーツや芸術など特定の活動ではなく、広く地域的な共同活動を行っている必要があります。）

4 認可を受けるための要件（4つ）

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数者が現に構成員になっていること。（この場合、「相当数」とは区域の住民の過半数以上をいいます。）
- (4) 規約（会則）を定めていること。
※規約の中には、必ず名称、主たる事務所の所在地、区域、目的、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項 の8つを定める必要があります。（例：P13～P19 参照）

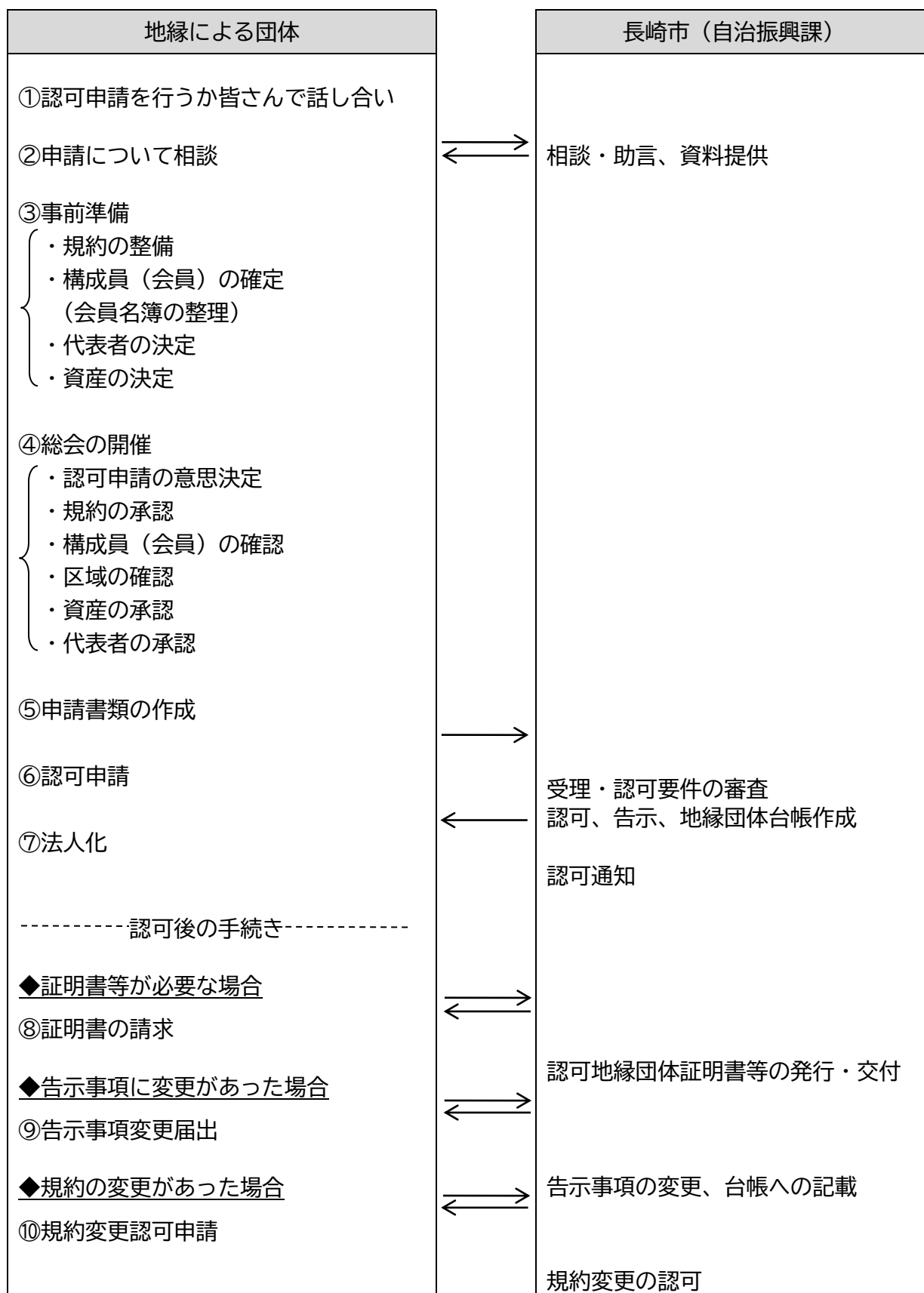
5 認可を受けた「地縁による団体」の権利能力

「地縁による団体」は、市町村長の認可を受けたときは、「その規約に定める目的の範囲において、権利を有し、義務を負う。」とされており、この「権利を有し、義務を負う」とは、法律上の権利義務の主体となることを意味し、認可を受けた「地縁による団体」は、法人格を有することとなります。

なお、設立の目的は、地域的な共同活動を円滑に行うことにありますので、認可を受けた「地縁による団体」は、基本的には規約の目的として記載されている活動において、良好な地域社会の維持及び形成に資するために、必要・有益な行為であると考えられるものの範囲内で権利能力を有することとなります。

■ 地縁による団体の認可申請の手続きについて

1 認可申請手続きの流れ



2 事前の準備

認可申請にあつては、次のことについて総会による決定が必要です。(役員会等による決定では認められません。)

(1) 認可を申請する旨の決定

従前の「権利能力なき社団」である「地縁による団体」が新たに「法人」となることを決定するものです。

(2) 認可要請に合致する規約（会則）の決定

新たに「法人」となるため、次の事項を明記した規約を整備し決定するものです。

- ① 名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 区域
- ④ 目的
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

(3) 構成員（会員）の確定

構成員の住所、氏名を明記した名簿を作製し確定するものです。名簿については、世帯主名だけの名簿作成は認められません。この場合、構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人です（年齢・性別・国籍等の条件はありません）。法人等は、構成員にはなれませんが、意思決定に参加しない賛助会員等になることを妨げるものではありません。

(4) 代表者の決定

市町村長の認可は、「地縁による団体」の代表者からの申請に基づいて行うこととされていることから、当該団体の代表者を決定するものです。なお、代表者を複数選任することはできません。

(5) 不動産等の財産の確定

地方自治法の規定により、財産目録 [参考様式1・2 (P32～33参照)] の作成が必要なため、これを作成し確定するものです。

3 認可申請（認可申請書および添付書類の作成）

認可の申請には、認可申請書及び添付書類の提出が必要です。

(1) 認可申請書（P12）

注：事務所の所在地は、長崎県も省略せずに記載すること。

(2) 添付書類

① 規約（会則）（P13～19）

規約の写し

② 認可を申請することについて総会で決議したことを証する書類（P20～21）

認可を申請する旨を決定した総会の議事録で、議長及び議事録署名人2名の署名があるものの写しに、代表者が署名し、原本証明をしたもの

③ 会員（構成員）の名簿（P22）

会員（構成員）全員の氏名、住所を記載したもの（会員であれば、子どもの名前なども記載する必要がある点に注意してください）

④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類（P23～24）

事業報告書や決算報告書など過去1年分（直近のもの）

※事業報告書には詳細な活動実績の記載が必要になりますので、随時、活動内容の記録をとっておいてください。

⑤ 申請者が代表者であることを証する書類（P25）

代表者となることを受諾した旨の就任承諾書で、代表者本人が署名したもの

⑥ 規約で定める区域を示した図

4 「地縁による団体」の認可

認可申請を行った地縁による団体が、認可を受けるための要件（P2参照）に該当していると認められる場合に市町村長が認可します。

5 認可された「地縁による団体」の告示

認可された「地縁による団体」については、法人登記制度を使用せず、法務局における法人登記に代えて市町村長の告示により「地縁による団体」の認可の効力を有することになり、第三者に対して対効力を有することになります。

<告示事項>

- (ア) 名称
- (イ) 規約に定める目的
- (ウ) 区域
- (エ) 事務所
- (オ) 代表者の氏名及び住所
- (カ) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (キ) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (ク) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (ケ) 認可年月日

また、法務局の法人登記簿に代わるものとしては、市町村長が作成する「地縁団体帳簿」に登載します。印鑑登録事務についても、市町村長において行います。

6 法務局への不動産登記の手続き（不動産を保有している団体のみ）

一般の法人による不動産登記手続と同一であり、登記申告書に、「地縁による団体」の住所証明書及び代表者の資格証明書として、市町村長の交付する「告示事項証明書」を添付して申請することになります。

なお、これまで自治会長等の名義で登記していた自治会保有の土地・建物を、認可を受けた「地縁による団体」（当該自治会等）の名義に所有権の移転登記をする場合の登記原因は、「委任の終了」で、移転の日付は、市町村長の認可の日となります。

この場合、所有権の移転登記は、単なる名義変更をするにすぎず、通常、課税される不動産取得税の課税対象にはなりません。

7 市町村長の認可と「地縁による団体」との関係

市町村長の認可は、認可を受けた「地縁による団体」を市町村の下部機関に位置付け、その活動をコントロールするものではありません。

つまり、区域の住民により任意的に組織された「地縁による団体」であるという性格が変わりはなく、「地縁による団体」と市町村の関係は認可の前後で変化するものではありません。

8 認可の取り消し

市町村長は、認可を受けた「地縁による団体」が認可要件のいずれかを欠くことになったとき、又は、不正な手段により市町村長の認可を受けたときは、その認可を取り消す場合があります。

- ① 認可を受けた「地縁による団体」が、その目的を営利目的、政治目的等に変えたとき
- ② 認可を受けた「地縁による団体」が、相当の期間にわたって活動を行わないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なしに加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退して、「相当数の者」が構成員となっているとはいえなくなったとき
- ⑤ 「地縁による団体」の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不当な手段により認可を受けたとき

9 「地縁による団体」の課税関係

認可前後の「地縁による団体」の課税関係については、次ページ（P8）の通りです。

なお、詳しくお尋ねになりたいときは、税務署、県振興局、市役所（市民税課・資産税課）へお問い合わせ下さい。

<地縁による団体の課税関係>

認可前後の地縁による団体の課税関係については、次のとおりです。

税 目		認可前の地縁による団体	認可を受けた地縁による団体	
国 税	法人税（法人臨時特別税を含む）	人格なき社団として収益事業のみ課税	公益法人とみなされ収益事業のみ課税	
	消 費 税	人格なき社団として第三の法人と同じ扱い	第三の法人とみなす	
地 方 税	法 人 県 民 税	人格なき社団として収益事業のみ課税	法人税法上公益法人とみなされ収益事業のみの課税となることから県民税の課税標準も収益事業のみとなる。	
		均等割の減免	収益事業を行わない人格なき社団について減免	
		法 人 市 町 村 民 税	人格なき社団として収益事業のみ課税	法人税法上公益法人とみなされ収益事業のみの課税となることから市民税の課税標準も収益事業のみとなる。
		均等割の減免	収益事業を行わない人格なき社団について減免	
		法 人 事 業 税	同 上	公益法人との並びで収益事業のみ課税
		事 業 所 税	人格なき社団として収益事業以外の事業に係わる事業所床面積等に対しては非課税	公益法人との並びで収益事業以外の事業にかかる事業所床面積等に対しては非課税
		固 定 資 産 税 （都市計画税）	公益のため使用されるものについては、減免の申請ができる。	公益のため使用されるものについては、減免の申請ができる。

■ 認可後の手続きについて

1 証明書等が必要な場合

認可地縁団体について告示した事項に関する証明書は、市長に対して誰でも請求することができます。（交付手数料は、1通につき300円です。）

証明書等が必要になった際は、事前に自治振興課までご一報ください。

2 告示事項に変更があった場合

告示された事項に変更があったときは、

- ・ 告示事項変更届出書（P 2 6）
- ・ 代表者の変更に係る総会議事録（P 2 7）
- ・ 承諾書（P 2 8）

をご提出ください。

告示事項変更届出書を受理し次第、告示事項のうち変更があった事項及びその内容について告示します。また、台帳の記載事項も変更します。

3 規約の変更があった場合

規約に変更があった場合、市町村長による規約変更の認可を得る必要があります。

- ・ 規約変更認可申請書（P 2 9）
- ・ 規約の変更に係る総会議事録（P 3 0）
- ・ 規約の新旧対照表及び変更理由（P 3 1）
- ・ 新規約の写し

をご提出ください。

また、規約の変更により、告示事項の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後、告示事項変更の届出が必要です。

■ 認可地縁団体に関する一問一答

Q1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

地方自治法第 260 条の 2 の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するものにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q2 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

地域による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q3 一の地縁による団体が所在する地域に、更に連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

自治会等の活動によっては、お尋ねのような二層構造となっている状態もあると思われます。地方自治法上は、一地域一団体とすることは要請されておらず、あくまで地縁による団体の現況により判断することとされています。

したがって、連合会という名称を用いている団体であっても、地方自治法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となりますが、例えば、連合会がいくつかの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、地方自治法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはならないものです。

■ 様式集

認可申請に関する書類

様式1	認可申請書	P12
様式2	規約 参考例	P13 ~ 19
様式3	認可申請に係る総会議事録 参考例	P20 ~ 21
様式4	会員名簿	P22
様式5	事業報告書、決算報告書	P23 ~ 24
様式6	承諾書	P25

告示事項変更に関する書類

様式7	告示事項変更届出書	P26
様式8	代表者の変更に係る総会議事録	P27
様式9	承諾書	P28

会則（規約）変更に関する書類

様式10	規約変更認可申請書	P29
様式11	規約の変更に係る総会議事録	P30
様式12	規約の新旧対照表及び変更理由	P31

参考様式

参考様式1	財産目録	P32
参考様式2	保有予定財産目録	P33

様式1 認可申請書

令和 4年 4月 10日

(あて先) 長 崎 市 長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称 長崎町自治会

所在地 長崎県長崎市桜町〇番〇号

代表者の氏名及び住所

氏 名 長崎 太郎

住 所 長崎市桜町〇番〇号

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構 成 員 の 名 簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式2 規約 参考例

規約（会則）本文	作成上の注意
<p>長崎町自治会規約</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称）</p> <p>第1条 本会は、長崎町自治会と称する。</p> <p>（事務所）</p> <p>第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。（※1）</p> <p>（区域）</p> <p>第3条 本会の区域は、長崎市桜町〇番〇号から〇番〇号まで及び同町〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。</p> <p>（目的）</p> <p>第4条 本会は、前条に定める区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 広報、連絡、渉外活動に関すること。 （2） 区域の環境整備と保健衛生に関すること。 （3） 福利・厚生等に関すること。 （4） 青少年の健全育成と非行防止に関すること。 （5） 交通安全・防犯に関すること。 （6） 防火・防災に関すること。 （7） 区域内の道路整備対策、街路灯等の整備に関すること。 （8） 集会施設の維持、管理に関すること。 （9） 慶弔に関すること。 （10） その他、本会の目的を達成するために必要なこと。 	<p>※1</p> <p>集会所等の住所を、事務所の所在地としておくこともできます。</p> <p><u>例：本会の事務所は、長崎県長崎市桜町〇番〇号に置く。</u></p>

第2章 会 員

(会員)

第5条 第3条の区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員となる資格を有する。

2 本会は、正当な理由がない限り、前項に定める個人の加入を拒んではならない。(※2)

(会費)

第6条 本会は、第4条の事業を行うために、総会において別に定める会費を徴収し、経費を補うものとする。(※3)

(入会、退会等)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会届を会長に提出しなければならない。

2 本会を退会する者は、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

第3章 役 員

(役員の構成)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) その他の役員 ○名 (※4)
- (4) 監事 ○名 (※5)

(役員の選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。(※6)

(役員の職務)

※2

区域に住所を有する個人は全て地縁による団体の構成員となり得ること及び地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことは必ず定めてください。

※3

会費は、構成員及び地縁による団体にとって重要事項であるため、規約に金額を含め定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約に金額を含め定めた場合、金額を変更するには、規約の変更の手続きが必要になります。

※4

その他の役員とは、例えば、会計や事務局長など具体的に定めます。

※5

法第260条の5の規定により、「地縁による団体は、1人の代表者を置かなければならない」とされています。また、法第260条の11及び12において、監事についても規定されています。したがって、代表者(会長)は必ず1人選出する必要があり、監事も1人または複数人置くことが適当です。

※6

<p>第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務遂行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 会計及び資産の状況又は業務遂行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了の後、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 総会</p> <p>(総会の種別)</p> <p>第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第13条 総会は、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本会の事業計画に関する事項</p> <p>(2) 本会の予算及び決算に関する事項</p> <p>(3) 会長の選出に関する事項</p> <p>(4) その他役員会が必要と認める事項</p> <p>(総会の構成)</p> <p>第14条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>(総会の開催)</p>	<p>監事は、会務の執行を監査する役職上、会長・副会長・その他の役員との兼職はできません。</p>
--	---

<p>第15条 通常総会は、年1回開催する。 (※7)</p> <p>2 臨時総会は随時、必要に応じて開催する。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第16条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会員の5分の1以上から、議案を示して総会の開催の請求があったとき、会長は臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第17条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第18条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第19条 総会の議事は、別段の定めがあるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</p> <p>(総会の表決権)</p> <p>第20条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 会員総数及び世帯総数</p> <p>(3) 出席会員数</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名が、これに署名しなければならない。</p>	<p>※7</p> <p>通常総会は、必ず年1回以上開催しなければなりません。また、「通常総会は、毎年〇月に開催する。」など、開催する月を明記している団体もあります。</p>
--	---

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第5章 役員会

(役員会の権能)

第23条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の開催)

第25条 役員会は、毎月1回以上開催する。(※8)

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会は、第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。(※9)

※8

規約の中で回数を明記せず、「役員会は、会長が必要と認めるときに開催する」など、実情に合わせて定めることができます。

※9

設立時には資産がない場合でも、設立時に規約に定めておく必要があります。

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、役員会で定める方法によって会長が管理する。

(資産の処分)

第30条 資産の処分は、総会の議決による。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、役員会及び総会の議決を経て定める。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、毎会計年度終了後に、1か月以内に監事の監査を経た上、役員会及び総会の承認を経なければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(※10)

※10

会計年度の定め方は特に制限はありません。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 本規約は、総会において会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、長崎市長の認可を受けなければ変更することはできない。(※11)

※11

「4分の3」という定数を変更することは可能ですが、地縁による団体にとって規約の変更は重要事項であるため、少数の会員の意思により決することのないよう、これより引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第35条 本会が解散した場合は、会長がその清算人となる。ただし、総会の議決によって他の者を選任することができる。

(残余財産の帰属)

第36条 本会が解散した場合の残余財産の帰属は、地方自治法

第260条の31の規定に従うものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第37条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第38条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会の承認を得て定めることができる。この場合において、会長は、承認後速やかに総会に報告するものとする。

附 則

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

総 会 議 事 録

長崎町 自治会

令和 4 年 3 月 28 日 19 時 00 分より、長崎市桜町 5 番 10 号の
長崎町公民館 において臨時総会を開催した。

会員総数	380	名	世帯総数	120	世帯
出席会員数	290	名	(出席会員数には委任状を含む)		

上記のとおり出席があったので、会長 長崎 太郎 が臨時総会を開催する旨を宣し、議長には満場一致で 稲佐 次郎 を選任し、次のとおり議事を進めた。

第 1 号議案 「地縁による団体」の設立認可申請について

議長は、当自治会が地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する目的をもって、地方自治法第 260 条の 2 に定める認可地縁団体になるため、長崎市 に対して認可申請をすることになった経緯について、担当役員に報告させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決した。

第 2 号議案 規約の承認について

議長は、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 4 号の規定に基づき規約を定める必要があるため、規約改正の経緯について、担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なく原案どおり可決した。

第 3 号議案 会員の確認について

議長は、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号の規定に基づき、その区域に住所を有するすべての個人のうち相当数の者が現に構成員となっている必要があるため、会員名簿により、本会の令和 4 年 3 月 28 日現在の会員総数 380 名、世帯総数 120 世帯であることを担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決した。

第 4 号議案 区域の確定について

議長は、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づき、区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められている必要があるため、規約第 3 条の区域について、担当役員に図面を以て示させ、その確定を諮ったところ、全員異議なくこれを可決した。

第5号議案 設立時の財産目録の承認について

議長は、地方自治法第260条の4第1項の規定に基づき、認可を受ける時に財産目録を作成する必要があるため、本会の認可申請時における財産目録（及び保有予定財産目録）の内容について、担当役員に説明させ承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決した。

第6号議案 代表者及び認可申請人の承認について

議長は、令和4年3月15日開催の通常総会において、選出された長崎町自治会会長 長崎太郎を地方自治法第260条の2第2項に定める「地縁による団体」の代表者として選任すること、及び認可の申請に当たっては代表者が申請人となることについて、担当役員に説明させ承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決した。

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ、午後9時30分散会した。

以上の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作り、議長及び議事録署名人がこれに署名する。

令和4年3月28日

長崎町 自治会 臨時総会

総会議長 稲佐次郎

議事録署名人 浦上三郎

議事録署名人 大浦アイ子

令和4年4月10日

本書は、原本と相違ないことを証明する。

長崎町自治会 代表者 長崎 太郎

議事録をコピーしたものに、会長が署名してください。

様式4 会員名簿

会 員 名 簿

氏 名	住 所	摘 要
長 崎 太 郎	長崎市桜町 12 番 8 号	
" 花 子	" "	
" 一 郎	" "	

(注) 家族構成ごとに全員の氏名を書いてください。

計 50世帯
145人

令和3年度事業報告書

長崎町自治会

月	日	項目	内容
4	○	役員会	△時～△時 出席者××名
	○	決算書・予算書等作成	○年度決算書作成、○年度予算書作成 ○年度決算の会計監査
5	○	役員会	△時～△時 出席者××名
	○	自治会総会	△時～△時 出席者××名 前年度の決算報告、監査報告、今年度の事業内容等を議案として提出し、承認
	○	公園清掃	△時～△時 場所 ○○公園 参加者 ××名 排出ゴミ袋数 ○○袋
	○	子供会廃品回収	△時～△時 参加者 ××名 回収量 新聞紙 ○○kg、雑誌 ○○kg
6	○	婦人部講座	ストレッチ体操 △時～△時 場所 ○○ 参加者 ××名
7	○	役員会	△時～△時 出席者××名
8	○	要望	市へ街路灯設置申請 設置予定場所 ○○○
	○	市民大清掃	△時～△時 実施場所 ○○、○○ 参加者 ××名 排出ゴミ袋数 ○○袋
9	○	敬老会	食事会を開き、お祝い品を贈呈 △時～△時 場所 ×× 対象者○○名
12	○	子ども餅つき大会	△時～△時 実施場所×× 参加者 ○○名 使用したもち米 △△kg
1	○	地区成人式	△時～△時 場所 ×× 参加者 ○○名 新成人へ記念品として○○を贈呈
2	○	緑の羽根募金納入	会員に募金を募り、○○○○円納入
3	○	自治会役員改選	△時～△時 出席者 ××名

自治会の活動実績の全容を示す報告書を作成してください。

記入例 ・町内一斉清掃・廃品回収・夏まつり・町内パトロール・研修会・総会・役員会 等

令和3年度 決算報告書

長崎町自治会

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
会 費	2,044,480	事 務 費	133,506
公民館維持費	95,250	備 品 費	99,560
預 金 利 息	5,719	負 担 金	183,662
雑 収 入	237,120	交 通 通 信 費	58,290
寄 付 金	8,000	施 設 費	57,058
繰 越 金	650,120	補 助 費	170,000
		会 議 費	168,873
		雑 費	693,512
		公 民 館 費	204,036
		慶 弔 費	205,558
		婦 人 部	139,700
		文 化 体 育 部	161,418
計	3,040,689	計	2,275,173
		本 年 度 剰 余 金	765,516
合 計	3,040,689	合 計	3,040,689

収入額 3,040,689 円、支出額 2,275,173 円、差引残額 765,516 円は次年度繰越金とする。

令和 4 年 4 月 3 日

監査の結果、適正であり異状は認められなかった。

監 事 (署名)

承 諾 書

地方自治法第260条の2の規定に基づく「地縁による団体」の代表者となり、
認可の申請者となることを承諾いたします。

令和4年3月28日

長 崎 町 自 治 会

代表者（署名） 長崎 太郎

令和4年4月1日

(あて先) 長崎市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 長崎町自治会

所在地 長崎県長崎市桜町〇番〇号

代表者の氏名及び住所

氏 名 長崎 太郎

住 所 長崎市桜町〇番〇号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変化があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項

事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(2) 内容

新事務所の所在地	長崎県長崎市桜町〇番〇号
旧事務所の所在地	長崎県長崎市桜町△番△号
新代表者の氏名	長崎 太郎
旧代表者の氏名	出島 花子
新代表者の住所	長崎市桜町〇番〇号
旧代表者の住所	長崎市桜町△番△号

2 変更の年月日

令和4年4月1日

3 変更の理由

規約で定める任期満了に伴い、改選を行い代表者が交替したため。

代表者の変更に係る総会議事録

長崎町 自治会

令和4年3月15日19時00分より、長崎市桜町5番10号の長崎町公民館において通常総会を開催した。

会員総数	380	名	世帯総数	120	世帯
出席会員数	290	名	(出席会員数には委任状を含む)		

上記のとおり出席があったので会長 出島 花子 が通常総会を開催する旨を宣し、議長には満場一致で 稲佐 次郎 を選任し、次のとおり議事を進めた。

第1号議案 会長の改選及び代表者の承認について

議長は、任期満了に伴う新会長の選出について諮ったところ、新会長に長崎 太郎 を選出すること、及び地方自治法第260条の2第2項に定める「地縁による団体」の代表者として選任することについて、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。

議事の経過の要領及びその結果を明確にするため議事録を作り、議長及び議事録署名人がこれに署名する。

令和4年3月15日

長崎町 自治会 通常総会

総会議長 稲佐 次郎

議事録署名人 浦上 三郎

議事録署名人 大浦 アイ子

令和4年4月1日
本書は、原本と相違ないことを証明する。
長崎町自治会 代表者 長崎 太郎

議事録をコピーしたものに、新会長が署名してください。

承 諾 書

地方自治法第260条の2の規定に基づく「地縁による団体」の代表者となることを承諾いたします。

令和4年3月15日

長 崎 町 自 治 会

代表者（署名） 長崎 太郎

様式 10 規約変更認可申請書

令和 4 年 4 月 1 日

(あて先) 長 崎 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 長崎町自治会

所在地 長崎県長崎市桜町〇番〇号

代表者の氏名及び住所

氏 名 長崎 太郎

住 所 長崎市桜町〇番〇号

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規定により規約の変更の認可を受けたい
ので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約の変更に係る総会議事録

長崎町 自治会

令和 4 年 3 月 15 日 19 時 00 分より、長崎市桜町 5 番 10 号の
長崎町公民館 において通常総会を開催した。

会員総数	380	名	世帯総数	120	世帯
出席会員数	290	名	(出席会員数には委任状を含む)		

上記のとおり出席があったので 会長 長崎 太郎 が通常総会を開催する旨を宣
し、議長には満場一致で 稲佐 次郎 を選任し、次のとおり議事を進めた。

第 2 号議案 規約の変更について

議長は、規約の変更案について、説明を行い提案したところ、全員異議なくこれを
可決し、承認した。

議事の経過の要領及びその結果を明確にするため議事録を作り、議長及び議事録署
名人がこれに署名する。

令和 4 年 3 月 15 日

長崎町 自治会 通常総会

総 会 議 長 稲 佐 次 郎

議事録署名人 浦 上 三 郎

議事録署名人 大 浦 アイ子

令和 4 年 4 月 1 日
本書は、原本と相違ないことを証明する。
長崎町自治会 代表者 長崎 太郎

議事録をコピー
したものに、会長
が署名してくだ
さい。

規約変更の内容及び理由書

1 規約変更の内容

規約（現）	規約（新）
第15条第1項第3号 部長 <u>10</u> 名	第15条第1項第3号 部長 <u>9</u> 名
第16条第3項 1. 会計部 2. 総務部 3. 文化部 4. <u>防犯部</u> 5. <u>防災部</u> 6. 生活環境部 7. 衛生部 8. 老人福祉部 9. 女性部 10. 子ども会	第16条第3項 1. 会計部 2. 総務部 3. 文化部 4. <u>防犯防災部</u> 5. 生活環境部 6. 衛生部 7. 老人福祉部 8. 女性部 9. 子ども会

2 規約変更の理由

仕事量と役員不足のふたつの理由を勘案して、部長数を減らし、防犯部と防災部をひとつの部に統合した。

参考様式1 財産目録

財 産 目 録

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

(2) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

2 動産、その他地域的な共同活動を行なうためのその他の財産

種 類	数量	備 考

参考様式2 保有予定財産目録

保有予定財産目録

1 不動産

(1) 土地・建物

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

(2) 不動産に関する権利等

権 原	不動産の種類	権原取得の 予定時期	権原取得予定不動産の所在地

2 動産、その他地域的な共同活動を行なうためのその他の財産

種 類	数量	財産取得の 予定時期	備 考